

近世交通路をめぐる情報ネットワークの研究動向

— 大坂～九州間を中心に —

鴨頭俊宏

【キーワード】長崎奉行、公用通行、情報、山陽道、瀬戸内海

はじめに

二〇〇〇年代に入り、東昇氏・井上淳氏・玉井建也氏そして筆者など複数の研究者が、近世に瀬戸内海路をめぐる形成した情報ネットワークを本格的に分析するようになった。この動向は、一九八〇年代の半ばにおける久留島浩氏の「近世馳走」論⁽¹⁾と、九〇年代に丸山雍成氏⁽²⁾など近世交通史研究者や藪内吉彦氏⁽³⁾など明治期郵便史研究者のあいだから打ちだされた近世の交通路をめぐる情報機能の提起に問題関心を導かれたかたちで、瀬戸内海域交通拠点の御用留を分析しつつ公用通行者の迎接までにおける情報の収集・補完を捉えようとしていくものである。

基本的に藩領世界だった該域をめぐるこの本格化は、幕府海事に關して途中藩権力を經由せず対象諸国浦々の地域社会（海辺つきの村々も含む）へ直接通達されるとした江戸時代の公儀蒲触の原則⁽⁴⁾に

対し、実はそれが經由されない立場にある藩権力が幕府海事を支える情報ネットワークを構築していたことを提起するものであった。加えて、おおむね七〇年代半ばから幕末期を対象にしつつ本格化したとされる近世情報史研究を、幕末期以前の実態分析をとおり時代の特質を解明していくものへ深化させた、といえよう。

かかる研究では、愛媛県歴史文化博物館所蔵「八原家文書」（以下「八原」と略記）が重要な役割を果たしてきた。詳細については第一章で説明するとして、簡潔にいえば「八原」とは、藩直営の休泊施設「御茶屋」が立地した防予諸島伊予国域松山藩領の津和地島（現愛媛県松山市）に、代々藩士として地詰しつつ藩の馳走を担う八原氏⁽⁵⁾が書き残した公務記録である。この史料には、大坂と九州の長崎街道とのあいだをめぐる広範囲な情報ネットワークの実像を解析するうえで便利な特長を有するのだが、その特長に依拠しつつけるあまり生じた、研究方法に関する新たな問題点も見えてきた。今

後かかる研究が日本近世史の特質を見とすものと評価されるためには、関係各研究者の提起内容がひとまず出そろった今、区切りをつけて意義と課題点を整理し展望を明確にしておく必要があると考えた。

かかる研究の動向について筆者は、前稿「近世瀬戸内海域をめぐる情報の研究とその課題―二つの『なぜ自ら通行情報を収集するのか』―」⁽⁶⁾で、まず当時の情報ネットワークの本質を提起することを念頭に置きながら整理していた。本稿は、単なるその続きではなく、前段で述べた考えを念頭に置きながら、最新の成果も踏まえつつ研究史を改めて整理しなおそうとするものである。

第一章 津和地と「八原」の概要

まず、研究で対象の中心になった交通拠点津和地と史料「八原」とについて、既発表の諸論考からくり返すかたちとなるが、概要を簡潔に整理しておく。

第一節 瀬戸内海の公用通行と津和地

近世の瀬戸内海域をめぐるのは、幕府上使・外国使節・藩主参勤交代など重要な公用通行を支えるべく、関係諸藩がこの休泊施設を立地させて、そこを拠点にしつつ藩としての馳走を執りおこなっていた。松山藩直営の津和地御茶屋も、こうした休泊施設網を成す一つである。⁽⁷⁾

津和地御茶屋が立地する津和地島は、防予諸島のうち忽那諸島部

を成す有人島嶼群の一つで、伊予国域に属している。津和地島が属した旧自治体の史誌『中島町誌』（一九六八年）によれば御茶屋の設立年こそ不明であるものの、寛永十四年（一六三七）の「島原の乱」のころ戦地へ赴く軍船用にと「燈籠」（＝常夜灯）が設置されるなど、津和地島は、江戸時代の早い段階より瀬戸内海の主要航路における通過拠点と位置づけられていたようである。

もともと、当時の主要航路は基本的に山陽沿岸を通過するものだったのに伊予国に属する津和地島がそのような位置を得たのは、当時、山陽側の主要港だった安芸国の下蒲刈島（現広島県呉市）と周防国の家室（現山口県大島郡周防大島町）・上関（同県熊毛郡上関町）とを結ぶ航路のちょうど中間部分に位置し、かつ島嶼の構造が帆船主体の当時「風待ち」「潮待ち」に適していた、という地理的要因もあつたことだろう。

第二節 交通拠点津和地の概要

津和地島は、古代律令制以来の伊予国風早郡のうち忽那島嶼部十七ヶ村（現在では「中島地方」ともいう。いくつかの村は、江戸時代のなかでも改廃・合併あり）の一つである。この諸村は、松山・大洲の藩領と幕府直轄地とに分かれ、津和地村も含む松山藩領十村では「忽那嶋」という、一つの郡的行政区域を成していた。「忽那嶋」の行政は基本的に松山藩郡奉行の管轄下であつて、藩政事情により郡奉行が廃止された時期には、同じ奉行所に属する島方代官の担当となつている。⁽⁸⁾そしてこの区域には、忽那大庄屋がいて、諸村役人

層の代表として郡奉行所など藩権力と意思疎通を図っていた。

『中島町誌』一八二頁所収第十九表「各村の面積・石高表（懷中万年鏡より）」によれば津和地島（村）の石高は、安永五年（一七七六）の時点だと、忽那島嶼部（中島地方）全体二、八九九石強のうち五％弱にあたる一四〇・五石となっており、村勢自体は絶対的にも相対的にも決して大きくない。しかし、現存史料を読む限り八原氏は、早ければ寛文二年（一六六二）に¹⁰、遅くとも元禄年間（一六八八～一七〇四）には津和地で直接、公用通行者への馳走を担うようになっている。¹¹江戸時代後期における八原氏の石高は十石前後、格式は寄合大小姓格であった。そうした立場において八原氏は、着任後に忽那島嶼部諸村の庄屋と血縁・姻戚関係を結びつづけた。これによって、津和地をめぐり武士と島民という身分的な垣根を越えつつ地域社会で一体的になりながら公務を遂行するかたちをつくりあげたのである。そういった津和地在勤を、明治維新まで約一七〇年間も続けた。¹²

このように津和地島は、松山藩にとって、十七世紀の終わりごろから幕末維新にいたるまでその藩士を在勤させつづけるほど重要な交通拠点だったのである。

第三節 「八原」の概要

本節での説明については、表1のうち「八原」に関する項目のみ、併せてご覧いただきたい。

八原氏が津和地に松山藩士として代々在勤するなかで記録してき

た史料「八原」は、前掲『中島町誌』で紹介されているものの、所収「御用日記」明和五（一七六八）～寛政十二年（一八〇〇）間分が「八原家御用日記」第一・二巻として翻刻・公開されたのが、後進の研究者たちにその存在を知らしめ問題関心を導いたのではないだろうか。少なくとも、筆者の場合はそうだった。

東昇氏が執筆した解題¹⁴によれば「八原」は、昭和八年（一九三三）年に九州帝国大学法文学部教授長沼賢海氏が借用して戦後に返却という経緯のあと平成十一年（一九九九）六月、原本が東京都三鷹市に在住の八原昌元氏より愛媛県歴史文化博物館へ寄託された。博物館に寄託された文書の総数は一三二点で、①「御用日記」八十八点（ほほ、一年につき一冊）、②「公儀巡検」関係十四点、③「異国人漂流」関係十三点、④「その他」十六点という内容である。また一方で、九州大学にいったん移された際「御用日記」系の多くが筆写され、その本は現在、同じ大学の附属図書館付設記録資料館 九州文化史資料部門（文学部内）に「長沼文庫」所収史料の一つとして所蔵されている。¹⁵

なお、うち「御用日記」の確認にあたっては、表1に整理したとおり、原本・筆写本・翻刻刊行版のあいだで現存状況に相違があるので、注意が必要である。

そのような「八原」がこれまでの研究で重要な役割を果たしてきたのは、以下に挙げる二つの特長が主要因となったからである。

一つは、津和地に情報が伝達されてきたなどといった単なる事実

表1 史料「八原」「石井」の現存および公開状況、1768～1829年

No.	西暦年	和暦年	「八原」所収「御用日記」				「石井」所収「御用留」および長崎上使関係帳	
			A. 原本	B. 九大所蔵写本	C. 『八原家御用日記』 巻1 巻2		D. 『石井』	E. そのほか上使関係 「下宿帳」 金銭・人馬
1	1768	5	●	○	○			
2	69	6	●	○	○			
3	70	7	●	○	※1)			
4	71	8	●	○	○			
5	72	1	●					
6	73	2	●					
7	74	3	●	○	○		●	●
8	75	4	●				●	●
9	76	5	●	○	○			●
10	77	6	●					
11	78	7	●					●
12	79	8	●				●	●
13	80	9	●	○	○		●	●
14	81	1	●	○	○		●	●
15	82	2	●	○	○		●	●
16	83	3	●				●	●
17	84	4	●	○	○		●	●
18	85	5	●				●	●
19	86	6	●	○	○	○	●	●
20	87	7	●	▲	▲	○	●	●
21	88	8	●	○		○	●	●
22	89	1		▲		○	●	●
23	90	2		※2)		○	●	●
24	91	3	●			○	●	●
25	92	4	●	▲	▲	○	●	●
26	93	5	●	○	○	○	●	●
27	94	6	●			○	●	●
28	95	7	●	○	○	○	●	●
29	96	8	●	△	△	○	●	●
30	97	9	●	○	○	○	●	●
31	98	10	●	○	○	○	●	●
32	99	11	●			○	●	●
33	1800	12	●	○	○	○	●	●
34	01	1	●	○		○	●	●
35	02	2	●	○		○	●	●
36	03	3	●			○	●	●
37	04	1	●			○	●	●
38	05	2	●	○		○	●	●
39	06	3	●	○		○	●	●
40	07	4	●			○	●	●
41	08	5	●			○	●	●
42	09	6	●	○		○	●	●
43	10	7	●	○		○	●	●
44	11	8	●			○	●	●
45	12	9	●	○		○	●	●
46	13	10	●	○		○	●	●
47	14	11	●	○		○	●	●
48	15	12	●			○	●	●
49	16	13	●	○		○	●	●
50	17	14	●			○	●	●
51	18	1	●			○	●	●
52	19	2	●	○		○	●	●
53	20	3	●	△		○	●	●
54	21	4	●	○		○	●	●
55	22	5	●	○		○	●	●
56	23	6	●	○		○	●	●
57	24	7	●	○		○	●	●
58	25	8	●	○		○	●	●
59	26	9	●	○		○	●	●
60	27	10	●	○		○	●	●
61	28	11	●			○	●	●
62	29	12	●			○	●	●

註
 (表の見方) ●印は、その史料原本が現存し公開されていることを意味する(マイクロフィルムにて公開も含む)。○印は、現存するその史料原本が翻刻されていることを意味する。ただし、そのうち摘録は○印とした。▲印は、その史料こそ翻刻されているものの、原本が所在不明になっていることを意味する。摘録は△印とした。Eの「下宿帳」「人馬・金銭」については、前者は宿泊者の姓名・格などを、後者は公用通行1件ごとに要した助郷負担(人足・馬・金銭が主)の内容をもつら記録したもの。なお、網かけした年代は「八原」「石井」双方とも御用記録が現存することから、両者の対比が可能であることを意味する。

(1) No3 明和7年(1770)行の「※1」印について。「八原家御用日記」第1巻では、幕府御目附役土屋帯刀(廉直カ)ら対馬下向などへの馳走を記する年号未詳の御用記録が、その年の「御用日記」として収録されている。しかし、これは文化3年(1806)の同名人名の対馬上使に関する「御用日記」の誤りと推定する。

(2) No23 寛政2年(1790)行の「※2」印について。その年の「御用日記」は現存していないものの「琉球人來朝御用記」と題する琉球使節への応接を記録した日記が、筆写され残されている。

依拠: Aは「八原家文書目録」(「愛媛県歴史文化博物館資料目録」第7集 武家文書目録)112～114頁)、Bは『九州大学デジタルアーカイブ』「記録史料データベース」>「九州文化史所蔵写本」>「一覧」(http://record.museum.kyushu-u.ac.jp/search/result_list.html?selected_table=bunkashi.bunkashi)。

のみを記録するのではなく、受信した廻状（史料では「来状」「飛札」などとも表記）に添付される書簡の写までもほぼ忠実に転写していた点である。これら写を一点ずつ順につなぎ合わせることににより、通行者が出発して以降いかなる行程で津和地まで通行し、一方いかなる経緯でその情報が伝達されたのか、その史料だけで日時まで含めて大坂と九州間をめぐるネットワーク機能の大半をうかがい知れた（出発日に関する情報だけなら、江戸など東日本から発信されたものも読みとり可能である）。

二つめは「御用日記」原本の、現存量の豊富さである。明和五年より明治初年（一八六八）分にはほぼ連続して現存していることから、一世紀にわたる長期的な変化が読みとれよう。漂着異国人移送団への馳走の記録についても、十八世紀半ば以降の「御用日記」別冊が残されており、分析可能である。

つまり、地理的にみれば近世瀬戸内海のなかでも特殊に位置づけられよう津和地島のだが、そこに関する史料的な価値より、大坂と九州間の公用通行をめぐる情報ネットワークを解析するうえで重要な研究対象なのである。

第二章 研究動向の整理

では、そのような特長を有する「八原」を用いた研究が、これまでにいかに進展し、関係する研究全体のなかでいかに位置づけられる

のか。本章では、その大まかな流れを示す表2を用いながら、研究動向を整理しよう。説明の順序については「八原」が愛媛県歴史文化博物館へ寄託され、それを用いる研究が萌芽した二〇〇〇年を基準年と設定し、まずそれ以前における学界での研究に対する提起を整理してから、研究者ごとの分析内容を順に整理するかたちをとりたい。

なお、以下の論述について、表2で掲げた玉井氏と筆者の諸論考を用いながら説明する場合は、その表中のアルファベット記号で挙げることにしたい。

第一節 二〇〇〇年以前の研究に対する提起

一九八六年における久留島浩氏の近世「馳走」論に問題関心を導かれるかたちで、藩領社会の馳走をめぐる情報収集のありようを本格的に分析していく研究が萌芽したのは、一九九〇年代の終わりごろと思われる。

- (1) 高野信治氏の研究 その著書『近世大名家臣団と領主制』⁽¹⁶⁾（一九九七年）は、佐賀藩の情報活動に注目し、馳走に関する情報収集は宿駅間だけでなく、領主層間でもおこなわれていたことを指摘した。

- (2) 今村和昭氏の研究 翌九八年、その論考「幕府巡見使迎接待における在地の馳走」⁽¹⁷⁾は、上野国（現群馬県）における幕府巡見使迎接待を素材としながら、地域社会をめぐる「馳走情報」のネットワーク像にアプローチを試みた。その結果、天保

九年（一八三八）巡見使の事例となれば、到着直前の段階でも通行者みずから順次通行に関する触を発し廻達させていた一方で、迎接する側は、この段階に宿・村の垣根を越えつつ積極的に情報を収集していた事実は確認されないことを明らかにした。つまり、江戸時代の末期に入るところには、通行者と地域社会とのあいだで通行者迎接のあり方をめぐる一つの形式ができあがっていたのではないかと考えられるのである。

学界にこうした新たな提起が打ちだされたちよūdその時期、愛媛県歴史文化博物館に「八原」が寄託されるのであった。

第二節 東氏・井上氏の提起とその後の研究

翻刻版『八原家御用日記』第一・二巻が刊行されたあとは、石丸和雄氏論考（一九九一年）からうかがえるように「八原」が有する史料的价值こそ認識されていたものの、それを、当時の全国的な情報ネットワークの像を描きだしうるものとして利用する動きは見られなかった。

こうした課題点を「八原」を用いて克服する研究が提起されたのは、その史料原本が愛媛県歴史文化博物館に寄託されたあと、同じ博物館に勤務していた東氏（二〇〇〇年）・井上氏（二〇〇一年）によるのである。

井上氏は、その史料文言にもとづき山陽沿岸の大坂から九州小倉にいたるまで、船奉行所・郡奉行所などより各拠点港に派遣された

諸藩の在勤役人たちが、藩支配の垣根を越えつつ書簡を順達・回覧しあうことで公用通行の予定に関する情報を補充・共有していた事実を提起し、この伝達ルートを「在番ルート」とよんだ。在番ルートの存在自体は、たとえば柚木学氏が「公式の海駅」間での連絡体制として一九七七年に論及するなど早い段階から知られていたものの、井上氏の提起は、在番を担った藩役人の役職名を拠点港ごとに掲げるとともに、商人が発信した書簡も伝達されていた事実を説明することで、在番ルートの全国的な情報ネットワークにおける制度的特質まで示唆した点が有意義だといえよう。

東・井上両氏は、そのあと、藩領・海の地域社会をめぐる情報ネットワークの問題へと研究課題を発展させて、藩役人が書き残した「八原」にとどまらず、同じ松山藩領島嶼部の村役人層が書き残した御用留の分析にまで着手している（二〇〇九年）¹⁹。こうした取り組みでは、支配する側（藩庁の郡奉行など）とされる側（地域社会）とのあいだで交わされる書状の動きが解析されており、将来、タテ（支配階層）とヨコ（支配領域を超えたつながり）両方の視点でもってより具体的に近世的な情報ネットワークを描きだしていくうえで重要な仕事だといえよう。

第三節 筆者の研究

次に、説明の都合により、失礼ながら筆者自身の研究を先に整理させていたきたい。

筆者の研究は、端的にいえば、外的要因にもとづく変化に着目し

て、その変化内容から在番ルートをめぐる情報ネットワークの特質を見とおそうとするものであった。具体的には、対象事例として幕府公用通行である長崎上使（ほぼ毎年、江戸↔長崎間を往復する長崎奉行ほか幕府公儀役人の一行）と幕府海事である漂着異国人長崎移送を設定し、以下に掲げる三つの段階を踏みつつ「八原」と関係史料の解析に取り組んだ。

第一段階では、在番ルートの仕組みをまず捉えなおし、史料に記録された情報のやりとりの意味を正確に説明できるようにした。前述のように、八原氏が在勤した松山藩領津和地島は伊予国で、公儀浦触伝達ネットワークの仕組みからすれば「四国ルート」域となり「山陽ルート」域とは異なるエリアに区分される。よって、基本的に山陽沿岸の諸港をつなぐ在番ルートに津和地は関係しないはずなのだが、その津和地が在番ルートの一拠点としての立場を得たのは、藩庁の指示によるものであることを説明した（鴨頭 a）。つまり、幕府権力にもとづく公儀浦触の制度を、藩権力が補完しようとしていたのである。加えて、姫路藩播磨室津の名村氏など、在番ルート上の津和地以外の拠点に在勤する役人の職務を検討し、それぞれの藩における位置づけを試みた（鴨頭 b）。

第二段階では、対象とした外的要因にもとづく変化への対応機能を解析して、そこから、ネットワークの本質を見とおそうとした。具体的には、長崎上使の場合はそれまでの瀬戸内海航行中心から山陽道中心へと通行経路の変化があり、漂着異国人長崎移送の場合だ

と幕府制度の改定があつた天明↔寛政年間およびこの前後（十八世紀後末期）を対象時期に設定し、津和地の八原氏へ伝達されてくる情報について、通行一件ごとにパターン分けする作業を試みた。その結果、通行者側の事情により安定的に情報が供給されなくなった事態を受けて、在番ルートの側から山陽道の先触ルートや地域社会独自の伝達ルートと有機的に結びつき、藩みずから情報を補完していることを説明した（鴨頭 c・d・f・g・h）。つまり在番ルートからは、単に幕府↔藩の二者関係にとどまらず、これに地域社会を加えた計三者間の関係まで見とおしうることを実証したのである。

そして第三段階では、公用通行以外の幕・藩の支配制度との関係に着目し、この検討から、江戸幕藩体制の本質を見とおそうとした。具体的には、①幕府による海防制度、②近世地域社会論における（政治的）中間層を取りあげ、前段階で明らかにした在番ルートをめぐる情報ネットワークの変化と、それら二つとの関連性を「八原」以外の史料も用いつつ検討したのである。

①については、寛政三年（一七九一）九月付幕府海防令への藩の対応を分析する論考に着目した。この令は、その日までに複数度もたらされた不審船の報告を受けて、全国に新たな異国船の取り扱い方法を指示したものである。一九八〇年代の半ばから九〇年代にかけては、藤田覚氏や針谷武志氏がこの発令を、対外問題の表面化により江戸幕府が新たな海防策を模索し始めた、いわば近世後期の政

治史における転換期と再評価する旨を提起していた。だが近年は、山本英貴氏⁽²³⁾・上田純子氏⁽²⁴⁾・上白石実氏⁽²⁵⁾らの西国諸藩の異国船関係史料を用いた研究により、実際に異国船へ対応する歴史を歩んできた藩は真摯に対応する一方、そうでない立場の藩は必ずしも幕府の意図どおりに対応しなかったと、指摘されるようになっていく。しかし、こうした指摘はあくまで幕藩二者関係の視点から、もっぱら藩政史料を用いてのものである。「八原」のなかから異国船対応に関する記事を抽出し、この発令の前後における変化を整理する作業をとおして、むしろ情報の面では、藩も地域社会も独自にそれを補完していくことで適切に対応しようとする動向だった点を、新たに提起したのである（鴨頭 i）。

②については、伊予国松山藩領芸予諸島の村役人層が書き残した御用留に注目し、その内容分析から異国船対応を含めた幕藩の制度に、在勤藩士である八原氏と地域社会とがいかに結びついていたのかを検討した。漂着異国人長崎移送の場合では、岩城島（現愛媛県越智郡上島町）の村役人層による御用留、上島町教育委員会所蔵「岩城村教育委員会文書」が「八原」と同様に移送関係の別冊を所収している。それを用いることで、藩の指示にもとづくもの（鴨頭 g）とは別途、指示のない独自の情報収集活動も展開していた事実を描きだしたのである（鴨頭 c・i）。こうした成果にもとづいて現在は、異国船対応以外の事例も対象にしつつ、当該社会の情報ネットワークにおける村役人の役割をより具体的に説明することを旨と

している（鴨頭 j）。

以上三つの段階をとおし在番ルートの研究を、外的要因にもとづく変化に着眼することで、井上氏の提起から幕府―藩―地域社会三者間の関係の本質を見とおしていく段階へと進めたのである。

第四節 玉井氏の研究

以上に述べた筆者を含む先行研究者の仕事に対し外国使節の事例が踏まえられていないとして、その場合における津和地での定点観測を試みたのが、玉井氏の研究である。玉井氏は、いわゆる「鎖国」下にあつて国内を訪問した外国使節のうち朝鮮通信使と琉球使節とを取りあげ、「八原」に残る関連記事の分析をとおして、瀬戸内海域をめぐる情報ネットワークの実像をより鮮明にしようとした。一見、筆者の研究内容と「棲み分け」を図ったにすぎないと捉えられるかもしれないが、決してそうではない。たしかに出发点の問題関心こそ筆者と共通するものの、同じ外国使節であつても迎接方針や情報伝達の面で両者のあいだに違いがあり、それぞれの位置づけを整理しながら外国使節ならではの対応の歴史を見とおそうとしているのである。

具体的には、朝鮮通信使の場合、来航の約一年前には幕府で御馳走奉行が指定され通行予定経路上の諸藩・各宿駅に馳走触が通達されること。ただし伊予国松山藩の場合は通達対象でないため、藩独自に八原氏などを起用しつつ馳走を執りおこなう方だった（玉井 c・e）。対して琉球使節の場合だと、大坂町奉行所を起点に浦

触が瀬戸内海域に発せられたことから、松山藩も、それに応じるかたちで迎接に取り組みあり方だった（玉井c・d）。ただし、浦触など公的な通達が寛政年間に入ると遅滞するようになり、迎接する側から限られた時間内で情報を補完していくようになった、というのである（玉井d）。

こうした位置づけにもとづく分析をとおし、玉井氏は、馳走を命じる公的な通達ルートとは別の、海域世界独自に形成した外国使節迎接ネットワークのありようを指摘する。すなわち、筆者が分析対象として取り組んだ、通行予定の藩・宿駅に補助を課せられる幕府公用通行に対し、幕府からそれを命じられない立場の藩が迎接の準備を進められた事実の分析をとおして、幕府が設定した制度に対する地方の独自性を、より明確に論証したのである。また、長崎上使の場合とは異なり件数自体が少ない分、現存史料を駆使して長期的なスパンで変容を見いだし本質を提起した研究だともいえよう。

なお、玉井氏は、筆者が対象とした長崎上使への迎接について「八原」所収「御用日記」が現存していない明和五年以前の様相に踏み込んでいないとして、元禄四（一六九一）～元文三年（一七三八）間におけるその内容を整理している（玉井f）。

第五節 二〇〇〇年以降の研究に対する提起

玉井氏と筆者が「八原」を用いて本格的に論考を発表しつつづけるようになる時期、その研究内容を踏まえつつ、あるいはそれとは別の視点から馳走および公的情報ネットワークの研究を深化させよう

とするさまざまな論考が発表されるようになった。

- (1) 山下堅太郎氏の研究 その論考「近世前期における公儀浦触について―寛文十一年幕府唐船廻漕令を中心に―」⁽²⁶⁾
 (二〇〇三年)は、水本邦彦氏が全国的な公儀浦触の伝達ネットワークについておおむね宝暦年間（一七五一～六四）に「完成され安定化」⁽²⁷⁾したと論じるのに対し、この時期以前における公儀浦触の様相を検討した。そして、論考の註(41)で、藩領内における具体的な伝達ルート（廻達の順序）自体は地域の受信者の実情に即したものではないかと指摘している。

- (2) 和田実氏の研究 その論考「近世東海道を巡る情報―人馬継立情報と休泊情報―」⁽²⁸⁾
 (二〇〇五年)は、玉井氏と筆者が「八原」の分析成果を発表し始めたたちょうどそのころ、江戸時代に最大かつ中心的な位置づけだった五街道の一つ東海道で情報ネットワークを解明する本格的な研究がないことを指摘し、幕府直轄街道において支配者あるいは通行者が廻達させるもの以外に、宿駅の役人同士で廻達させる独自の触「心得触」も存在していたことを提起するものである。「心得触」は、これまで述べてきた在番ルート上に廻達される書簡と性格が同じと考えられた。よって、幕府直轄・陸上である東海道と藩領・海上である瀬戸内海路という正反対なタイプの交通路のあいだで情報面における普遍性があったと見とおせられよう（鴨頭e）。

(3) 飯沼雅行氏の研究 スペースの問題により表2のなかには

玉井氏および筆者の研究とのスタンスの違いを明示した二〇〇九年発表の論考「幕府広域役の命令と情報の伝達―琉球使節通航時の綱引役の場合―」⁽²⁹⁾しか掲げられていないものの、飯沼氏は、関連する論考を二〇〇四年より発表している。⁽³⁰⁾

その研究は、藩領・海上の交通路に関する「八原」を用いた研究が広域支配と情報伝達との関係を見ようとするものではないとしたのに対し、幕府直轄・大名・旗本・寺社・公家などあらゆるタイプの領地が錯綜する畿内淀川流域を対象に定めつつ、その河川における外国使節船通航補助の触伝達を分析しようとしたものである。この結果、畿内で綱引役に関する触の廻達においては、その第一村庄屋と用聞（用達）の役割分担により必要が生じたらどこからも触を廻達できるという柔軟性をもたせることで、広域的な役負担の実現が可能になったと説明している。ただ、こうした研究は、幕府による広域支配のありようを考えるに相応しい素材であるものの、論考で明らかにした柔軟性は関東でも大坂町奉行所の郡触システムにも確認されないことから、畿内近国特有のものだと見とおしている。

(4) 守友隆氏の研究 その論考「幕末期の国内政治情報と北部九州―筑前国黒崎桜屋・豊前国小倉村屋の『注進』行為について―」⁽³¹⁾(二〇一〇年)は、交通路をめぐる情報について従来

もっぱら注目されてきた廻達系の触ではなく注進状の動きに着目し、交通路上の定点観測だけでは明らかにしえない、情報ネットワークにおける階層性を見とおそうとした。藩の御用商人と広域的な情報ネットワークとの関係については「八原」を用いた研究でも、豊前小倉の河内屋六左衛門が在番ルートをつうじ公用通行に関する情報を発信していることから前掲した井上氏の問題提起の段階より論及されていた。しかし、その発信の瀬戸内海域を超えた西国全体のネットワークにおける位置づけまでは不明であることから、守友氏の研究が深化することは、すなわち「八原」研究の深化にもつながってくるだろう。

第三章 研究の意義

前章で整理した動向からいえる研究の意義としては、全体的な動向に関するものと「八原」分析の位置づけに関するものとに分けて挙げたい。

第一節 研究動向全体について

前者は、単なるネットワーク像の描出から、近世地域社会論や近世馳走論あるいは異国船対策史など、隣接する重要な研究テーマと関連づけさせながら近世的な国家体制を見とおしていくものへと、深化が図られている点である。つまり、面のかたちを描き出す作業から、立体の像を描き出すものへと深化しつつあるということであ

る。情報ネットワークの研究では、その史料制約により、どうしてもネットワーク上の伝達経路を描きだすまでで終わってしまう場合が多い。絶対的に地方の社会に関する史料の現存量が少ない近世前々中期についてだと、なおさらそうだろう。しかし、その伝達における登場人物の立場と役割をほかの史料も用いながら一つずつ明らかにしていくことで、その情報伝達が有する意味を理解することはある程度可能になってくる。

こうした努力を関係する各研究者が積み重ねたことで、一九九〇年代に入るまでは日本近世史研究だとなかなか真正面から向き合われることのなかった用語「情報」が、近世国家史の特質解明に資するキーワードとして注目されることになったのである。

ただ、前掲した近世地域社会論・異国船対策史の研究は、今なお日進月歩のごとく深化しつづけている。今後は、これらの研究動向にも常に目を配りながら適当な方法論を模索していく姿勢が、重要となってくるだろう。

第二節 「八原」分析の位置づけについて

「八原」の分析が果たした役割として第一に挙げられるのが、十八世紀後期における詳細な変化を描き出したという点である。十八世紀後期は、たしかにその前期以前と比べれば多いほうなのだが、場所・機関によっては史料の現存量にまだ限りのある時期である。そのような時期にあって、公用通行一件ごとあるいは一年ごとの公的情報の変化の軌跡を提示したのは、単に瀬戸内海域の情報

ネットワークの問題にとどまらず、当時の幕藩関係や地域社会の動態を解明するうえでも重要なヒントになるだろう。

具体的な例として第一に挙げられるのが、幕府による異国船対応策をめぐる制度―実態関係の研究である。十八世紀末にあたる寛政年間の幕府異国船対策をめぐることは、前述したとおり、先行研究者のあいだでも幕・藩の二者関係を念頭に置きつつ藩政文書の解析ばかりで見とおしを示されていた。しかし「八原」と関連史料を分析したことで、藩の支配下にある領内社会の情報面における対応が明らかとなり、もって先行研究に対し新たな提起を打ちだすことができたのである。

また、そのほか、留守居研究についても重要な意義を有すると思われるが、この点については紙幅の都合により別稿で論じたい。

第四章 課題点

課題点についても、前章と同様に、全体的な動向に関するものと「八原」分析の位置づけに関するものに分けて挙げたい。

第一節 研究動向全体について

今後「情報」をキーワードとする研究が日本史の学界全体で高く評価されていくために不可欠なのは、国家で政治的な面で中央に位置づけられる地域をめぐる形成した情報ネットワークの実像を、まづ解明することである。これまで具体的な論著を挙げつつ述べてきたとおり、かかる研究は近年、地方の藩領社会や畿内近国の社会を

中心に深化している。しかし、そういったところでいくら研究が深化しようとも、「中央」の実像が明らかでない限りは、正確に位置づけることができないのである。前述した飯沼氏の研究によつてすでに、同じく幕府直轄支配がひろがる関東と畿内近国とのあいだでも広域的な役負担をめぐる情報伝達において差異が存在したことが指摘されている。ならば、なおさら「中央」の実像を解析する必要があるといえよう。

江戸時代の交通路で「中央」の一つに位置づけられる東海道について、二〇〇五年に和田氏が「心得触」の機能を提起したこと、幕府直轄街道と瀬戸内海路とのあいだで普遍性が存在していた点が見えてきた。今後は、その「心得触」の問題を切り口にしつつ五街道の宿駅全体を念頭に置きながら、適当な史料の検索・渉猟に努めていくべきだろう。

第二節 「八原」分析の位置づけについて

これに関する課題点については、以下の二つを重要なものとして挙げたい。

一つは、玉井氏が分析に取り組んだ外国使節の場合と、筆者が分析に取り組んだ長崎上使の場合それぞれの分析成果の照合・総合である。表2からわかるように、両者の分析成果は、二〇〇四から二〇一〇年のあいだという短い年数のあいだで集中的に相次いで発表するかたちとなった。そのため、本来同じ問題意識で出発し、同じく在番ルートをもつばら対象としているにもかかわらず、お互い

に分析の中身が重複しないよう「棲み分け」をせざるえなくなったのである。しかしもちろん、在番ルートおよび瀬戸内海域をめぐる情報ネットワークの機能を正しく捉えるうえでは、必ず照合・総合をしなければならぬ。玉井氏本人も、その論考dの結論部分で同様のことを述べている。つまり、あとは実行するだけなのである。

こうした作業について今後最も重要な問題となりそうなのが、寛政年間における在番ルートへの情報供給機能の低下であろう。玉井氏論考dが指摘しているように、当時、長崎上使と琉球使節の両方も、それまでより明らかに供給機能が低下していた。しかし、前者の場合は通行路が瀬戸内海路中心から山陽道中心へと変化していたからなのだが、後者の場合はそういった通行路変更の事情はないため、通行経路が原因とは考えられない。では、なぜ当時、同様に機能が低下したのか。在番ルートの本質にアプローチするうえで重要な論点だといえよう。

二つめは「八原」以外の史料との照合・総合である。本稿の第一章第三節で「八原」には、伝達されてくる書簡に添付されていた書状の内容までほぼ忠実に筆写しており、その添付書状の内容を分析することで、大坂から九州までの広範囲で伝達過程を見とおしうる特長を有する、と述べた。つまり「八原」を読むだけで情報ネットワークの全体像の大半を把握できたように感じてしまうのである。しかしもちろん、歴史学では、事実を正しく捉えるべく常に複数の史料を対比させる姿勢が不可欠だろう。玉井氏も筆者もその点は承

知しており、これまで「八原」以外の史料も用いながら情報ネットワークの実態を正しく捉える作業をつづけてきた。ただ、これは筆者自身の反省点なのだが、一方でそのような特長に甘えた結果、関連する重要な史料の存在を見落としてしまったのも事実である。この代表的な例が、山陽道矢掛宿本陣（現岡山県小田郡矢掛町）での御用記録「石井家文書」である。

すでに掲げている表1のうち、略記「石井」の項目に注目された。「石井」には、藩主の参勤交代を含む公用通行に関し山陽道各宿へ伝達されてきた廻状を書き留める「御用留帖」、山陽道を通行した長崎上使の休泊記録である「下宿帳」、そしてこの迎接での負担を記録した「金銭・人馬」の各種史料が所収されている。表に整理したとおり、これらの史料は、ちょうど瀬戸内海路をめぐる情報ネットワークの機能に変化が生じた天明～寛政年間の分も含んでいる。よって「八原」と照合・総合していくことで、当時の変化をより広域的な視点でかつ詳細に解析しうる可能性があるといえよう。今後の重要な課題である。

おわりに

以上、本稿では、筆者自身も関係する近世交通路をめぐる情報ネットワークの研究がいかに深化させられるのか、を念頭に置きながら「八原」所収「御用日記」の翻刻版史料集が初めて公刊された一九八五年以降の、関係する研究の動向を整理してみた。要するに

そこから提起したいのは、ほかの研究成果あるいは史料の内容と照合・総合しつつ、江戸時代当時の情報ネットワークの実像を正しく捉えていく姿勢の重要性である。今後は、いきなり広範囲で取り組もうとするのではなく「八原」と「石井」とについてどのように、すぐに克服できる身近な課題から順に取り組んでいくのが、適当だと思われる。

最後に、本稿では研究動向の整理に終始してしまっただが、今後は、本稿から見えた課題にもとづく史料実証の成果を、順次積極的に公表していきたい。

註

- (1) 久留島浩《研究ノート》「盛砂・蒔砂・飾り手桶・帚―近世における『馳走』の一つとして―」（『史学雑誌』九五―八号、一九八六年）。近世における馳走とは、藩・宿・村などの迎接主体が通行者を迎接するための、準備に始まる一連の行為を意味する（『旅と街道』（光村図書、一九八五年）六八頁、ほか）。要は、対象とする通行者の到着予定日時を把握し、それに合わせて接待の準備に努めることである。これに関し久留島氏は、実際には「藩からの『御馳走』―町・村での『馳走』の二重構造になっている」と、説明した。本稿はもっぱら前者に注目するものだが、本文中では「馳走」と、統一表記している。

- (2) 丸山雍成編『日本の近世』第六卷 情報と交通（中央公論社、

- 一九九二年) 五三〜五六頁(同氏執筆)「近世情報化社会の形成」
- (3) たとえば、藪内吉彦「東海道守口駅の御用状継立の変遷過程―継飛脚より郵便へ―」(『交通史研究』四五号、二〇〇〇年) など。
- (4) 公儀浦触の概要については、たとえば水本邦彦『研究余録』「公儀浦触について」(『日本歴史』五〇一号、一九九〇年)、同「公儀浦触」発給の諸段階(朝尾直弘教授退官記念会編『日本国家の史的特質』近世・近代、思文閣出版、一九九五年)を参照されたい。
- (5) 日本近世の情報史をめぐる研究動向については、たとえば高部淑子「日本近世史研究における情報」(『歴史評論』No. 六三〇、二〇〇二年)を参照されたい。
- (6) 『社会経済史学会中国四国部会「会報」三三五号(二〇〇九年)』
- (7) 瀬戸内海域をめぐる公用通行者用休泊施設の分布状況については、一九七〇〜九〇年代発行の関係各自治体史誌で若干概説されたのち、東昇「瀬戸内海の本陣と御茶屋」(愛媛県歴史文化博物館編『海道をゆく―江戸時代の瀬戸内海―』一九九九年)などで具体的に検討している。
- (8) 『中島町誌』(愛媛県温泉郡)中島町役場 二七五頁
- (9) 石丸和雄「八原家御用日記を読んで」上(『伊予史談』二八六号、一九九二年)や玉井建也「朝鮮通信使への接待と情報収集―伊予国津和地島を中心として―」(『地方史研究』三四一号、二〇〇九年)などの説明内容を総合すれば、松山藩の郡奉行は明和四年(一七六七)に欠役となって天明七年に復活。寛政四年(一七九二)に再び欠役となって文化四年(一八〇七)に復活。同十四年(一八一七)に再々度欠役となったのちは、そのまま幕末にいたっている。
- (10) 玉井建也「朝鮮通信使・琉球使節通航と情報・接待・対応―伊予国津和地島を事例として―」(『風俗史学』三六号、二〇〇七年)
- (11) 拙稿「近世前期における瀬戸内海交通と津和地―御茶屋設立年への検討を通じて―」(『伊予史談』三四四号、二〇〇七年)
- (12) 東昇『解題』「八原家文書解題」(『愛媛県歴史文化博物館資料目録』第七集 武家文書目録、二〇〇〇年)
- (13) 中島町八原家御用日記刊行会、一九八五・八七年
- (14) 前掲註(12) 東昇「八原家文書解題」
- (15) 最近では、当該部門が開設したインターネットHPのなかで、所蔵史料の目録のみならず筆写本の撮影写真まで公開され、閲覧できることとなっている。なお、これらの筆写本は、たとえば「八原」所収「御用日記」文化十一年(一八一四)の分(「八原家日記」同年、所蔵番号・九州文化史D―九五)について「昭和八年一學期 国史演習 昭和八年四月入学(学生名省略)」と書かれていることから、昭和八年(一九三三)当時の九州帝国大学の学生が演習授業のなかで作成したものと推定される。

- (16) 吉川弘文館、二三七―二五七頁
- (17) 『ぐんま史料研究』 十一号
- (18) 「海上の道―九州・四国の海路と海運―」（『太陽コレクション』）
「地図 江戸・明治・現代」 三号、平凡社、一九七七年
- (19) 井上淳氏を代表者とするこうした研究活動は、財団法人 福武学術文化振興財団による二〇〇七年度「瀬戸内海文化研究・活動支援助成」の助成金にもとづくものであつて、その成果報告は、井上淳「近世越智島地域における御用日記の総合的研究―流動する人・物・情報―」（研究番号…〇七―〇三〇）（財団法人 福武学術文化振興財団編『第三回 瀬戸内海文化研究・活動支援助成報告書』、二〇〇九年）にも収録されている。
- (20) 『御觸書天保集成』下（岩波書店、一九七七年（第三刷）八五一―八五二頁（六五二五号）
- (21) 「海防論と東アジア―対外危機と幕藩制国家―」（『講座 日本近世史』 七 開国、有斐閣、一九八五年）、「近代の胎動」（『日本の時代史』 十七 近代の胎動、吉川弘文館、二〇〇三年）
- (22) 「外圧期について」（『関東近世史研究』 三〇号、一九九一年）
- (23) 「寛政期の幕府海防政策と北部九州水域」（『海事史研究』 六四号、二〇〇七年）
- (24) 「寛政期の萩藩毛利家における海防問題」（『山口県史研究』 十六号、二〇〇八年）
- (25) 『幕末期対外関係の研究』（吉川弘文館、二〇一一年） 五五―
- 五六頁
- (26) 『財団法人 土佐山内家宝物資料館「研究紀要」』 一号
- (27) 前掲註（4） 水本邦彦「公儀浦触」発給の諸段階」
- (28) 『交通史研究』 五九号
- (29) 『ヒストリア』 二一七号
- (30) 飯沼雅行「朝鮮通信使・琉球使節通航時の綱引助郷―摂河内国を中心に―」（『交通史研究』 五四号）。そのほか二〇〇九年以前では、同「幕府広域役の実現過程に見る個別領主と地域―琉球使節綱引組合大塚組の事例―」（『地方史研究』 三二四号、二〇〇六年）がある。
- (31) 『交通史研究』 七二号
- (32) この史料群は、渡邊和夫監修『山陽道矢掛宿本陣 石井家「御用留帖」』（全三五冊）（矢掛町、二〇〇九年）として翻刻・刊行されているが、やかげ文化センター古文書室（矢掛町）あるいは岡山県立博物館（岡山市）で、原文との校合が可能である。
- 〔付記〕 本稿は、独立行政法人 日本学術振興会の平成二四年度（二〇一二）『科学研究費補助金』若手研究（B）「漂着異国人長崎移送への藩の経済的負担をとらして見る江戸幕藩体制」（課題番号…二四七二〇二九六）による成果の一部分である。

A Research Trend in Information Network of Traffic Route in Early Modern Times

— On the Area between Osaka (大坂) and Kyushu —

Toshihiro KAMOGASHIRA

In the 2000s, studies in information network in Seto-Naikai in early modern times through the use of ancient documents named “yahara-ke-monjyo (八原家文書)” in the Museum of Ehime History and Culture are advancing. These documents are official-business records written by a whole family that were working at an “O-chaya (御茶屋)” (an accommodation for senior bureaucrat) directly managed by Iyo-Matsuyama-clan managed directly. By analysis of the documents, I have explained about its network function in the second half of the 18th century.

Based on such experiences and the research trend, I tried to find out a future clear view about the study method of the relations among the Edo Shogunate, a feudal clan and a community.